

令和8年度 建設工事等入札の基本方針について

令和8年4月1日

総務部 財政課

令和8年度に駒ヶ根市が執行する公共工事等の入札について、別に定めのあるもののほか、下記基本方針によるものとします。

記

1 建設工事

(1) 一般競争入札

①設計額8百万円以上の建設工事は原則として一般競争入札によることとします。ただし、8百万円未満の工事であっても、一般競争入札が適当であると判断したものについては一般競争入札とします。

②総合評価落札方式

上記①の内、設計額3千万円以上（合冊を含む）の土木一式工事は総合評価落札方式によることとし、その都度、指名業者選定委員会において審査し決定するものとします。ただし設計金額3千万円以上の工事であっても、工事の性質、目的その他特別な理由により総合評価落札方式が適当でないと判断したものについては、対象外とします。

③審査方式は原則として事後審査型とします。ただし、指名業者選定委員会において事前審査が適当であると判断したものについては、事前審査型とします。

(2) 指名競争入札

上記（1）①②以外の建設工事は原則として指名競争入札とします。

(3) 制限価格制度

原則として低入札価格調査制度を適用します。（建物等の解体工事は最低制限価格制度を適用します。）ただし、指名業者選定委員会において最低制限価格の設定が適当であると判断したものについては最低制限価格制度を適用し、制限価格の設定が適当でないと判断したものは設定しないこととします。

2 建設コンサルタント業務

(1) 入札方法

事業規模及び業務内容等を考慮し、指名業者選定委員会において決定します。

(2) 制限価格制度

原則として最低制限価格制度を適用します。ただし、指名業者選定委員会において低入札調査基準価格の設定が適当であると判断したものについては低入札価格調査制度を適用し、制限価格の設定が適当でないと判断したものは設定しないこととします。

3 地域要件

現下の厳しい経済情勢にあつて、経済対策、雇用対策、地元業者育成等の観点から、原則として市内に本社を有する者（本社に準ずる支店を含む）とする地域要件を設定します。ただし、工事（業務）の規模や内容に応じて、指名業者選定委員会において案件ごと決定することとします。

建設工事等に係る業者選定委員会の審査事項

(1) 審査対象案件

【駒ヶ根市指名業者選定委員会規程 第4条】

区分	契約方法	委員会審査
工事請負	競争入札	設計金額 800万円以上
	随意契約	設計金額 200万円以上
測量設計 コンサル	競争入札及び 随意契約	設計金額 100万円以上

(2) 級別発注標準【駒ヶ根市建設工事等入札制度合理化要綱第9条】

土木一式工事

等級	工事金額
A	700万円以上
B	8,000万円未満
C	3,000万円未満
D	1,500万円未満
E	800万円未満

建築一式工事

等級	工事金額
A	800万円以上
B	9,000万円未満
C	4,500万円未満
D	2,000万円未満
E	900万円未満

電気配線工事及び電気通信工事

等級	工事金額
A	200万円以上
B	2,000万円未満
C	600万円未満

管その他工事

等級	工事金額
A	200万円以上
B	3,000万円未満
C	700万円未満

(3) 業者の選定【駒ヶ根市建設工事入札制度合理化要綱第12条】

等級別発注標準及び資格者名簿により、工事金額に応じて選定する。

※指名業者選定委員会の審査対象以外の案件に係る業者選定は主管課が行い、決裁区分に応じて部課長の決裁を受ける。

(4) 随意契約における業者選定の注意事項（同第14条）

随意契約の場合における業者の選定は、第12条の規定を準用し、資格者名簿に登録された者以外のものを選定することはできない。

(5) 業者選定における特例（同第15条）

特殊の技術を要する工事又は特別の理由があるときは、第12条及び第14条の規定にかかわらず資格者名簿に登録された以外のものを選定することができる。

物品購入等に係る業者選定委員会の審査事項

(1) 審査対象案件

【駒ヶ根市指名業者選定委員会規程 第4条】

- ・ 1件の予定価格が150万円以上の物品の購入
- ・ 1件の予定価格が80万円以上の物品の借入れ
- ・ 1件の予定価格が100万円以上の建設コンサルタント業務を除く委託業務
- ・ 年間150万円以上の購入が予想される物品の購入の単価契約

(2) 等級区分による競争入札への参加

【駒ヶ根市製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格審査要綱第10条】

有資格者の等級区分による競争入札への参加は、契約の種類及び予定金額に応じ、次のとおりとする。

等級区分	契約の予定金額（物件の買入れ、製造の請負、その他の契約）
A	制限なし
B	1,000万円未満
C	300万円未満

※指名業者選定委員会の審査対象以外の案件に係る業者選定は主管課が行い、課長の決裁を受ける。

(3) 業者選定における特例（同第11条）

特殊の技術を要する業務又は特別の理由があるときは、資格者名簿に登録された以外のものを選定することができる。

(4) 随意契約における業者選定の注意事項（同第12条）

随意契約の場合における業者の選定は、第10条の規定を準用し、資格者名簿に登録された者以外のもを選定することはできない。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- ①特殊の技術を要する業務の場合。
- ②駒ヶ根市財務規則第119条の2第1項に規定する場合。
- ③前2号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認める場合。